

川療発第184号
令和5年8月31日

指定障害児通所支援事業所 管理者 様

こども未来部 療育支援課長

児童発達支援管理責任者に関する告示改正の取り扱い
について（通知）

日ごろから本市の児童福祉行政について、格段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）」が改正され、同日適用されました。

本改正においては、児童発達支援管理責任者実践研修の受講に必要な実務経験が一定の要件のもと短縮される等の改正が行われておりますが、改正内容に関わる取り扱い及び当課への手続については別紙のとおりとしますのでご確認をお願いいたします。

なお、手続きに当たっては、下記国通知を十分ご確認のうえ提出をお願いいたします。

- ・サービス管理責任者等に関する告示の改正について（令和5年6月30日付）
- ・サービス管理責任者等研修の取扱い等に関するQ&Aについて（令和5年3月31日付）

※当該手続については、国の通知により変更があります。

1. 実践研修の受講に必要な実務経験について

改正内容

一定の要件を充足した場合に限り、実践研修の受講に当たって必要な実務経験を2年間から6か月に短縮する。

要件

次の①から③の全てを満たすこと。

- ① 基礎研修受講時点で既に児童発達支援管理責任者の配置に係る実務経験要件を満たしている。
- ② 個別支援計画原案作成の業務に従事する。
- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。

届出の方法

対象者を児童発達支援管理責任者（OJT）として配置する変更届を提出してください。

変更届に添付する書類

- ・ 児童発達支援管理責任者研修修了証の写し
- ・ 相談支援従事者初任者研修（講義部分）受講証の写し
- ・ 実務経験証明書（基礎研修受講日において、実務経験を満たすことがわかる証明書とすること。）
- ・ 勤務形態一覧表

（勤務形態一覧については、告示改正に伴い、様式を修正しています。添付の記載例をご確認のうえ作成してください。）

2. やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合の措置について

改正内容

一定の要件を充足した場合に限り、実務経験者を児童発達支援管理責任者としてみなし配置できる期間を1年間から2年間に延長する。

要件

次の①から③の全てを満たすこと。

- ① 児童発達支援管理責任者の配置に係る実務経験要件を満たしている。
- ② 児童発達支援管理責任者が欠如した時点で既に基礎研修を修了済みである。
- ③ 児童発達支援管理責任者が欠如する以前から児童発達支援管理責任者以外の職員として当該事業所に配置されている。

届出の方法

欠けた場合又は欠ける見込みがある場合は、速やかに療育支援課に相談してください。

ヒアリングの上、該当する見込みがある場合は、内容を精査するため、理由書及び事由を確認できる書類を提出していただくようご案内します。

なお、児童発達支援管理責任者が欠如しないよう、児童発達支援管理責任者となれる人材の養成又は採用により複数人確保する等の余裕を持った人員配置をお願いいたします。

やむを得ない事由の要件

やむを得ない事由については、急な事由であって、事業者の責めに帰すべき理由がなく人員を補充できないものとする。

- ① 児童発達支援管理責任者が、急死、事故、病気等により勤務不可になった場合。
- ② 児童発達支援管理責任者が、自己都合等で急に退職した

場合。(届なしに失踪した場合等、極めて短期間に退職をした場合を想定)

③災害等により受講予定の研修が中止となった場合。

< 担当 >

所在地：〒350-8601

川越市元町1丁目3番地1 川越市役所 1階
療育支援課 療育支援担当

T E L：049-224-6247 F A X：049-225-3033

E-mail：ryoikushien@city.kawagoe.lg.jp

(基準の内容等に関する質問は電子申請でお願いします。)